

共同募金について

厚生労働省社会・援護局総務課

共同募金の位置づけ

- 共同募金は、戦後間もない頃(昭和22年)、戦災孤児を預かる民間福祉施設などの資金不足を補うためにスタートした民間の募金活動を制度化したものであり、現在では、社会福祉を目的とする事業活動を幅広く支援することを通じて地域福祉の推進を図る募金活動として位置づけられている。
- 共同募金活動は、毎年定められた期間(10月1日から12月31日まで)に、すべての都道府県で行われるものであり、その実施主体は各都道府県に設立された「社会福祉法人共同募金会」である。
- 共同募金事業の公正性を担保するため、各都道府県の共同募金会には「配分委員会」が設置されており、配分委員会の承認なしには、その年の募金目標額や配分計画を策定することができず、集められた寄附金の配分を行うこともできない。
- 各都道府県内で集められた寄附金は、災害等のための準備金に充てる場合を除き、各都道府県内の「社会福祉を目的とする事業を営業者」(社会福祉協議会、NPO法人などの団体・グループ、福祉施設等)に配分される。

【共同募金の実施体制】

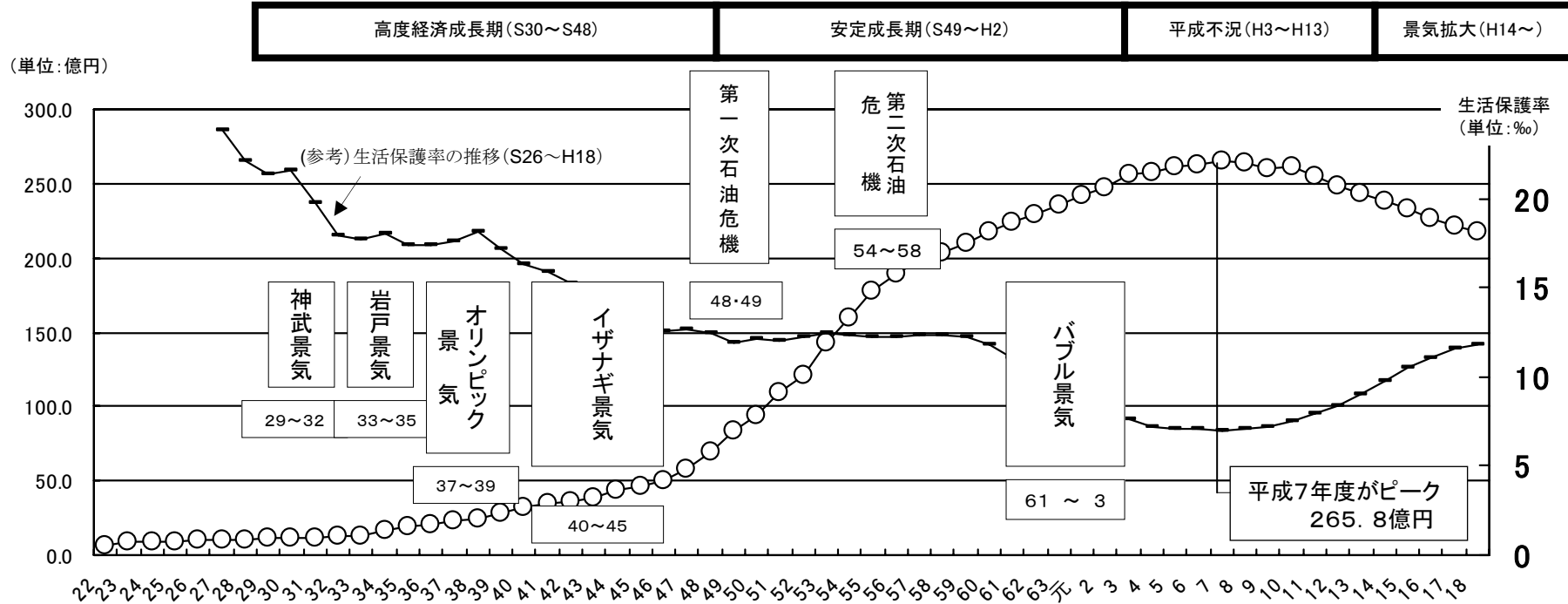
- 各都道府県共同募金会の連合会として、「社会福祉法人中央共同募金会」が連絡調整等を行っている。
- 各都道府県共同募金会には、市町村ごとに内部組織※が置かれ、自治会・町内会等の協力の下、募金活動を実施している。

※支会・分会等の名称で呼ばれており、90%以上が社会福祉協議会に設置されている。

【募金の状況】

- 制度発足以来、共同募金はその実績額を伸ばしてきたが、平成7年度以降は減少傾向にある。(平成18年度の募金額は、約217億円。)
- 募金額全体の70%以上を「戸別募金」(自治会・町内会等の協力による世帯ごとの募金)が占めており、そのほかに、「法人募金」(企業が行う募金:約10%)、「職域募金」(職場ごとに従業員が行う募金:約4%)、「街頭募金」(駅前等で呼びかける募金:約2%)などがある。

【募金実績額の推移(昭和22年度～平成18年度)】



(単位: 億円)

年度	実績額	年度	実績額	年度	実績額	年度	実績額	年度	実績額	年度	実績額
昭和22	5.9	32	12.4	42	35.7	52	121.4	62	229.6	9	260.7
23	8.7	33	12.8	43	38.9	53	143.0	63	235.5	10	260.9
24	9.5	34	17.0	44	44.4	54	159.5	平成元	242.5	11	254.7
25	9.4	35	19.2	45	45.8	55	177.7	2	247.7	12	248.0
26	10.1	36	20.3	46	50.6	56	188.8	3	255.8	13	243.3
27	10.6	37	23.0	47	58.4	57	197.8	4	257.5	14	237.8
28	10.7	38	24.8	48	69.5	58	203.3	5	261.0	15	233.4
29	11.1	39	28.3	49	83.8	59	209.4	6	262.5	16	226.7
30	11.4	40	31.6	50	94.5	60	217.4	7	265.8	17	221.0
31	11.8	41	34.5	51	110.0	61	223.4	8	264.1	18	217.0

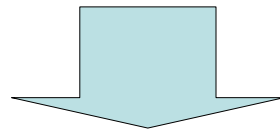
【募金の実施方法】

※都道府県によって実施状況は異なるが、一般的なケースとして都道府県共同募金会、支会等の役割を整理したもの。

	戸別募金	法人募金	職域募金	学校募金	街頭募金	その他
	・募金ボランティアが各家庭を訪問して寄付を呼びかける募金	・企業に対して寄付を呼びかける募金	・企業、団体、官公庁などの職域で従業員に寄付を呼びかける募金	・小学校、中学校、高等学校などで児童・生徒に寄付を呼びかける募金	・駅前、デパートやスーパーの入口、商店街などで通行人に寄付を呼びかける募金	・NHK歳末たすけあい募金等
都道府県共同募金会	・支会担当者向け研修会を開催し、運動全般についての説明を行う（基本的には各支会の主体性に任せるようにしているのが現状）。また、運動資材の提供などを行う					-
支会	○ 自治会長に対する説明会の開催や自治会長会議に出席し、共同募金運動の説明と協力依頼	○ 大規模法人、大型チェーン店等に対し協力依頼 ○ 支会役職員を中心に各法人を訪問し協力依頼（訪問は民生委員へも依頼） ○ ダイレクトメールによる協力依頼	○ 法人募金の協力依頼と併せて実施	○ 都道府県教育委員会に対し協力依頼 ○ 地元教育委員会及び各学校に協力依頼	○ ボランティアセンターに登録している団体や学校、企業、共同募金の受配施設・団体等に対する協力依頼、実施場所、日時等の調整（必要に応じて「道路使用許可書」を申請）	-
自治会長	自治会長が各班長、民生委員等に依頼する	-	-	-	-	-
募金実施者	自治会班長/民生委員/福祉委員	支会役職員、民生委員	支会役職員、民生委員	支会役職員	各種団体/学校/企業等	-
募金実績割合(18年度)	73.4%	10.2%	3.9%	1.5%	1.9%	9.1%

【募金の配分状況】

- 配分額全体の約60%が「社会福祉協議会」、約20%が「団体・グループ」、約10%が「福祉施設」にそれぞれ配分されている。
- 共同募金の対象となる事業は大小さまざまであるが、その主な使いみちとして、「地域の住民全般を対象にした事業」(福祉サービスに関する相談援助等:約30%)、「高齢者を対象にした事業」(見守り、配食サービス等:約25%)などが挙げられる。



【課題】

- 募金実績額が平成7年度をピークに減少している。
- 共同募金の使途は多岐にわたっているが、どこにどのように使われているかわかりにくい、などの指摘がある。
- 地域のさまざまな福祉活動に適切な配分を行うために、都道府県ごとに寄附金を集め、原則として県内で配分するという現行の仕組みのままで十分か。

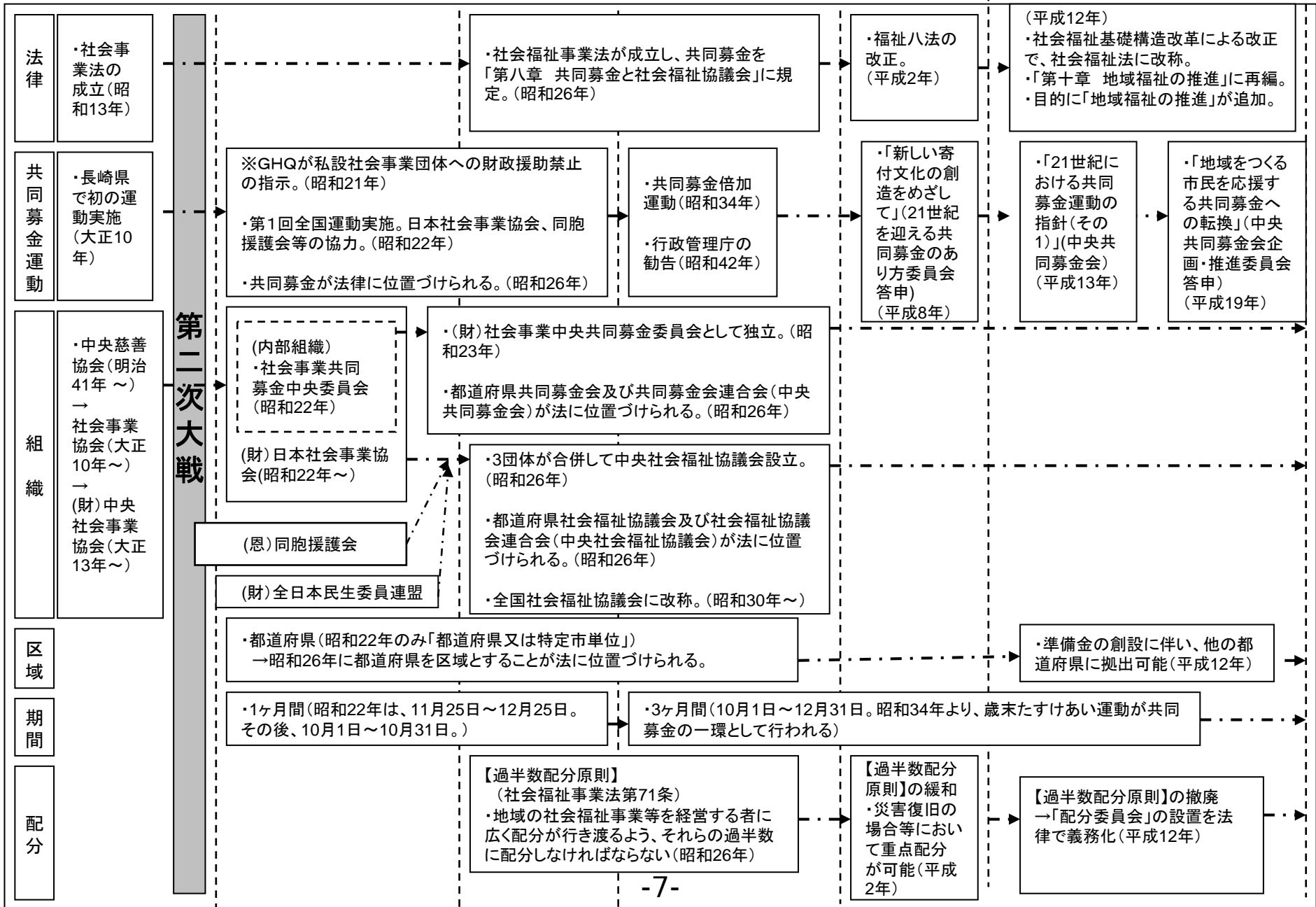
【今後】

共同募金は、これまで民間福祉活動の財源の主要な担い手として大きな役割を果たしてきたところであり、地域福祉における民間活動の活発化に対応し、多様な団体の活動を支援するとともに、新しい寄付の文化を形成する推進役としての役割が期待されている。

参考資料(共同募金について)

参考① 沿革

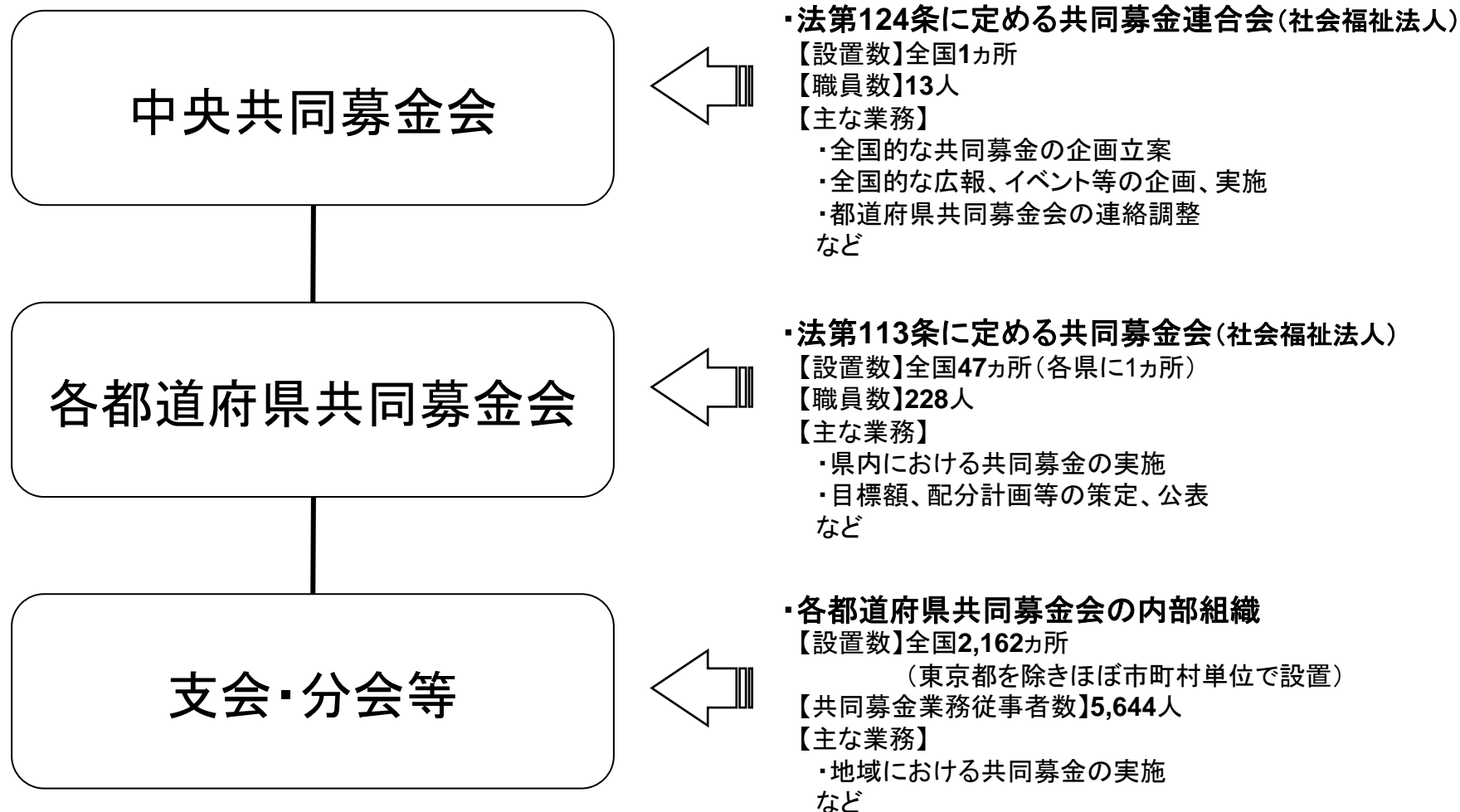
昭和22年 (1947年) 昭和26年 (1951年) 昭和34年 (1959年) 平成2年 (1990年) 平成12年 (2000年) 平成19年 (2007年)



参考② 共同募金の実施体制

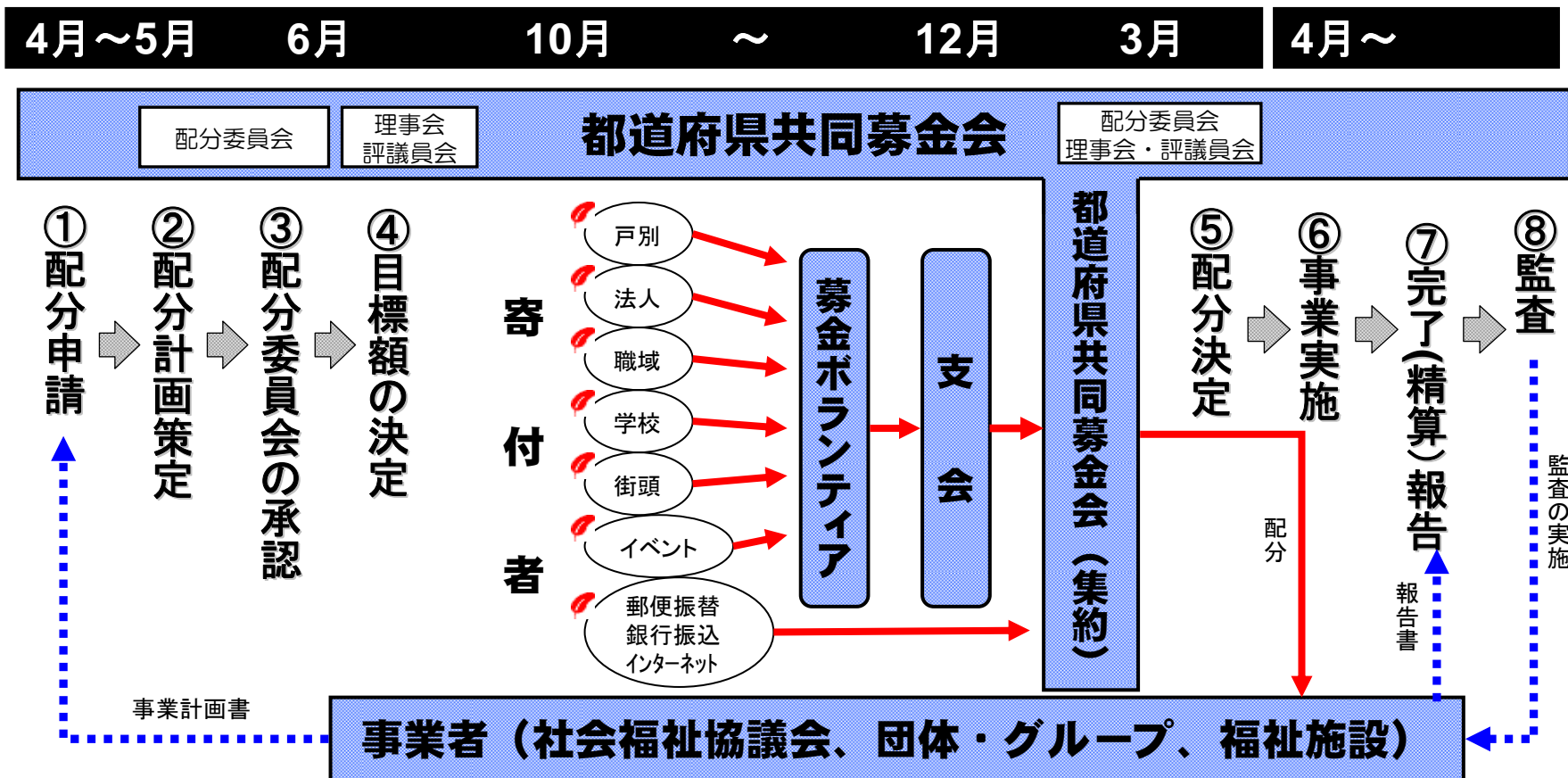
- 中央共同募金会は、募金活動は行わない。
- 支会・分会等は、自前の組織を持たず、9割以上が市区町村社会福祉協議会に業務協力を依頼している。

※数値は、平成17年度ベース。



参考③ 共同募金の流れ(申請から配分まで)

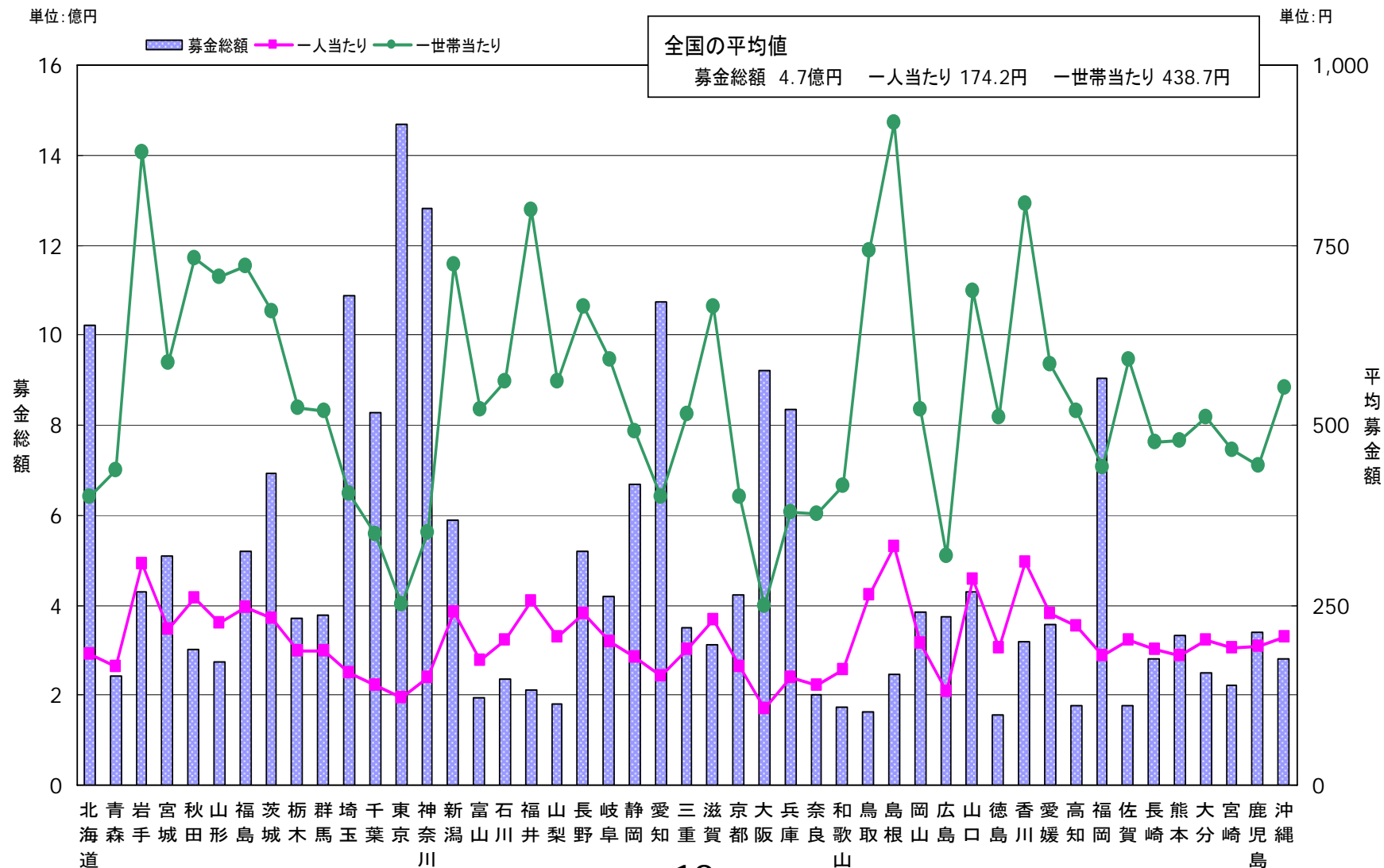
- 募金活動は、10月1日から12月31日までの限られた期間に行われるが、配分の申請は4月頃から始まる。
- 現在、都道府県共同募金会が、事業者(社会福祉協議会、団体・グループ、福祉施設等)に対して、直接配分する仕組みとなっている。
- また、都道府県単位で配分を決定する仕組みとなっているため、地域のニーズに十分に配慮した配分を行う仕組みとなっていない。



参考④ 募金の状況

④-1 都道府県別の募金総額及び一人当たり・一世帯当たりの募金額（平成17年度）

○ 募金総額が最も多いのは東京都だが、一人当たり募金額及び一世帯当たり募金額が最も多いのは島根県。



④-1-(1) 都道府県別の募金総額

単位:億円

順位	上位の都道府県			下位の都道府県		
	県名	金額	割合(%)	県名	金額	割合(%)
1	東京都	14.7	6.65	徳島県	1.57	0.71
2	神奈川県	12.8	5.80	鳥取県	1.62	0.73
3	埼玉県	10.9	4.92	和歌山県	1.72	0.78
4	愛知県	10.7	4.85	佐賀県	1.75	0.79
5	北海道	10.2	4.62	高知県	1.78	0.81

- (1)募金総額が、
 ・最も多いのは、**東京都** の **14.7億円**。
 ・最も少ないのは、**徳島県** の **1.57億円**。

※都道府県別の平均額 **4.7億円**

- (2)一人当たり募金額が、
 ・最も多いのは、**島根県** の **330.1円**。
 ・最も少ないのは、**大阪府** の **106.6円**。

※全国平均は、**174.2円**

- (3)一世帯当たり募金額が、
 ・最も多いのは、**島根県** の **919.3円**。
 ・最も少ないのは、**大阪府** の **249.7円**。

※全国平均は、**438.7円**

④-1-(2) 都道府県別の一人当たり募金額

単位:円

順位	上位の都道府県		下位の都道府県	
	県名	金額	県名	金額
1	島根県	330.1	大阪府	106.6
2	香川県	308.9	東京都	120.7
3	岩手県	308.2	広島県	130.2
4	山口県	285.0	千葉県	137.8
5	鳥取県	264.6	奈良県	139.2

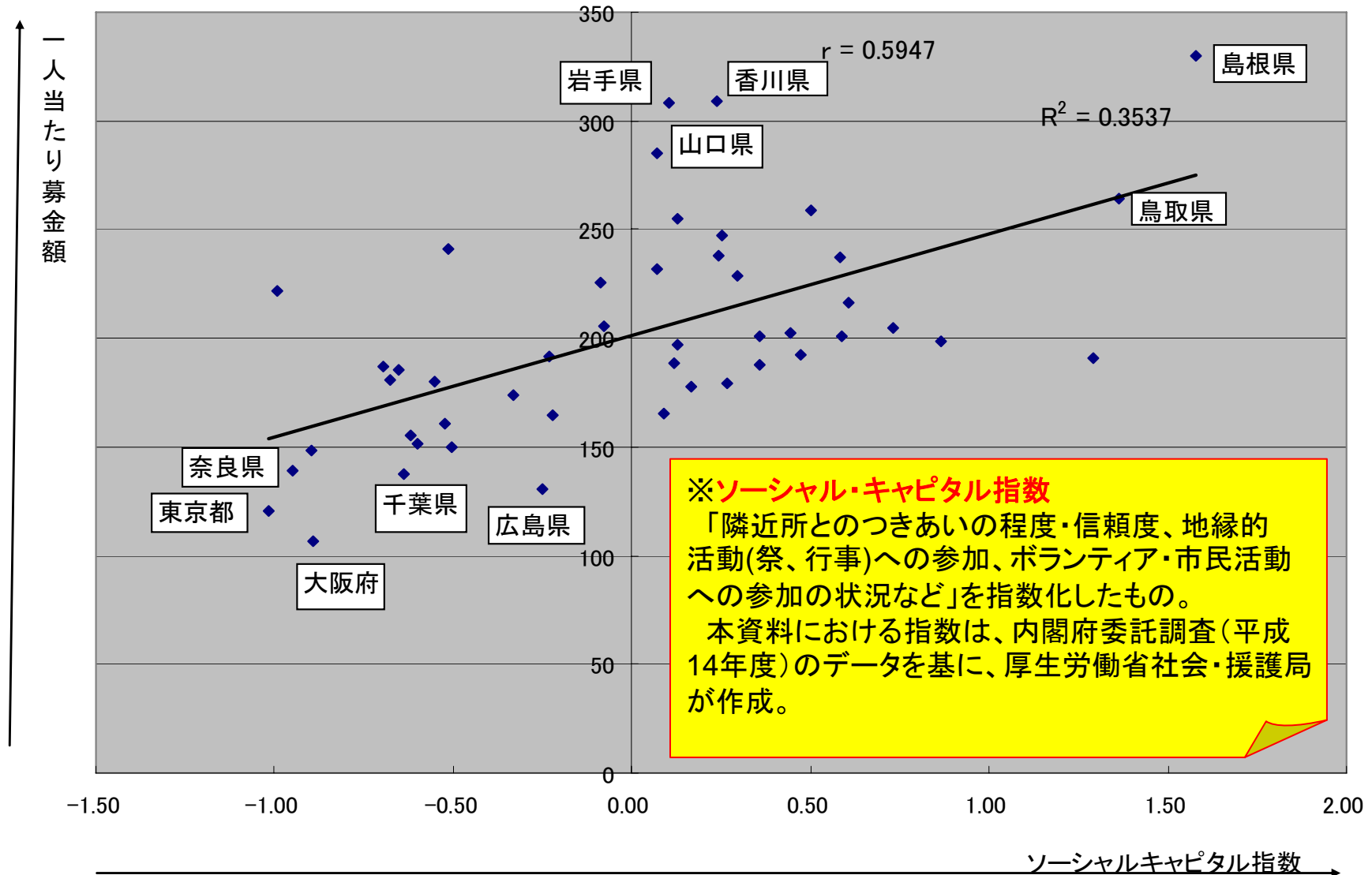
④-1-(3) 都道府県別の一世帯当たり募金額

単位:円

順位	上位の都道府県		下位の都道府県	
	県名	金額	県名	金額
1	島根県	919.3	大阪府	249.7
2	岩手県	878.0	東京都	250.6
3	香川県	807.4	広島県	318.8
4	福井県	799.5	千葉県	348.4
5	鳥取県	741.3	神奈川県	350.9

④-2 一人当たり募金額(平成17年度)とソーシャルキャピタル指数*

○ 地縁的な結びつきが強い(ソーシャルキャピタル指数が大きい)ほど、1人当たり募金額が多い。

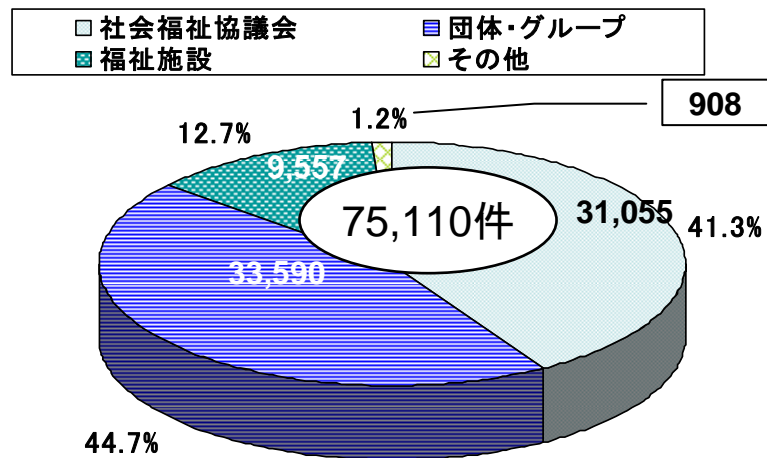


参考⑤ 配分の状況

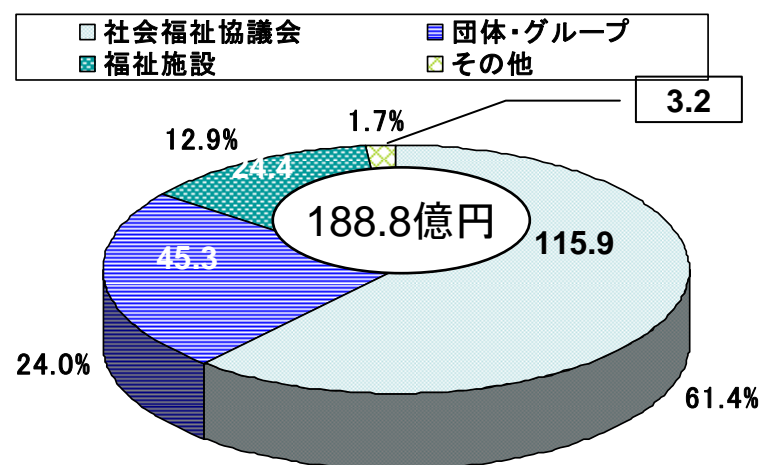
⑤-1 配分の内訳(平成17年度) ※災害等準備金積立は除く。

- 件数では、「**社会福祉協議会**」と「**団体・グループ**」(NPO法人、ボランティア団体、家族会、住民参加型団体など)がそれぞれ全体の約4割。
- 金額では、「**社会福祉協議会**」が全体の約6割(115.9億円)を占め、「**団体・グループ**」(45.3億円)の2倍以上。
- 「**福祉施設**」は件数・金額ともに全体の1割強(9,557件、24.4億円)。
- 1件あたりの配分額は、251,395円。

・事業者別の構成(件数)



・事業者別の構成(金額) 単位:億円



※「その他」とは、都道府県共同募金会等が直接行う事業(主に個人給付的なもの)に充てられている。

⑤-2 募金の使途

○ 共同募金の使途は多岐にわたるが、どこにどのように使われているのかわかりにくい、などの指摘がある。

対象者	事業内容
住民全般 (31.2%。平成17年度配分実績額に占める割合。以下、同様。)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の福祉サービス利用に関する相談 ・社協広報誌等を作成し住民に福祉サービス情報の提供 ・バリアフリーマップ作成など
高齢者 (25.3%)	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきりの高齢者の1人暮らしの高齢者の見守り・介助 ・介護者を支援するための講習 ・移動入浴車での巡回
障害児者 (18.8%)	<ul style="list-style-type: none"> ・通所施設等への送迎用バス運行 ・小規模作業所の運営補助 ・余暇活動支援など
児童・青少年 (12.0%)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て中の父母への生活相談 ・児童文庫の運営補助 ・フリースクール運営補助 ・児童虐待防止やDV被害者の支援など
要援護者 (12.7%)	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得者に見舞金品の配布 ・路上生活者への食事提供や就労・自立支援 ・在日外国人を対象とする日本語教室開催 ・アルコール依存症者の更生支援など

社会福祉法(昭和26年法律第45号)―抜粋―

第10章 地域福祉の推進

第1節 地域福祉計画

第2節 社会福祉協議会

第3節 共同募金

(共同募金)

第112条 この法律において「共同募金」とは、都道府県の区域を単位として、毎年一回、厚生労働大臣の定める期間内に限つてあまねく行う寄附金の募集であつて、その区域内における地域福祉の推進を図るため、その寄附金をその区域内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を經營する者(国及び地方公共団体を除く。以下この節において同じ。)に配分することを目的とするものをいう。

(共同募金会)

第113条 共同募金を行う事業は、第二条の規定にかかわらず、第一種社会福祉事業とする。

- 2 共同募金事業を行うことを目的として設立される社会福祉法人を共同募金会と称する。
- 3 共同募金会以外の者は、共同募金事業を行つてはならない。
- 4 共同募金会及びその連合会以外の者は、その名称中に、「共同募金会」又はこれと紛らわしい文字を用いてはならない。

(共同募金会の認可)

第114条 第三十条第一項の所轄庁は、共同募金会の設立の認可に当たっては、第三十二条に規定する事項のほか、次に掲げる事項をも審査しなければならない。

- 一 当該共同募金の区域内に都道府県社会福祉協議会が存すること。
- 二 特定人の意思によつて事業の経営が左右されるおそれがないものであること。
- 三 当該共同募金の配分を受ける者が役員、評議員又は配分委員会の委員に含まれないこと。
- 四 役員、評議員又は配分委員会の委員が、当該共同募金の区域内における民意を公正に代表するものであること。

(配分委員会)

第115条 寄附金の公正な配分に資するため、共同募金会に配分委員会を置く。

- 2 第三十六条第四項各号のいずれかに該当する者は、配分委員会の委員となることができない。
- 3 共同募金会の役員は、配分委員会の委員となることができる。ただし、委員の総数の三分の一を超えてはならない。
- 4 この節に規定するもののほか、配分委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

(共同募金の性格)

第116条 共同募金は、寄附者の自発的な協力を基礎とするものでなければならない。

(共同募金の配分)

- 第117条** 共同募金は、社会福祉を目的とする事業を經營する者以外の者に配分してはならない。
- 2 共同募金会は、寄附金の配分を行うに当たつては、配分委員会の承認を得なければならない。
 - 3 共同募金会は、第百十二条に規定する期間が満了した日の属する会計年度の翌年度の末日までに、その寄附金を配分しなければならない。
 - 4 国及び地方公共団体は、寄附金の配分について干渉してはならない。

(準備金)

- 第118条** 共同募金会は、前条第三項の規定にかかわらず、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第二条に規定する災害の発生その他厚生労働省令で定める特別の事情がある場合に備えるため、共同募金の寄附金の額に厚生労働省令で定める割合を乗じて得た額を限度として、準備金を積み立てることができる。
- 2 共同募金会は、前項の災害の発生その他特別の事情があつた場合には、第百十二条の規定にかかわらず、当該共同募金会が行う共同募金の区域以外の区域において社会福祉を目的とする事業を經營する者に配分することを目的として、拠出の趣旨を定め、同項の準備金の全部又は一部を他の共同募金会に拠出することができる。
 - 3 前項の規定による拠出を受けた共同募金会は、拠出された金額を、同項の拠出の趣旨に従い、当該共同募金会の区域において社会福祉を目的とする事業を經營する者に配分しなければならない。
 - 4 共同募金会は、第一項に規定する準備金の積立て、第二項に規定する準備金の拠出及び前項の規定に基づく配分を行うに当たつては、配分委員会の承認を得なければならない。

(計画の公告)

第119条 共同募金会は、共同募金を行うには、あらかじめ、都道府県社会福祉協議会の意見を聴き、及び配分委員会の承認を得て、共同募金の目標額、受配者の範囲及び配分の方法を定め、これを公告しなければならない。

(結果の公告)

第120条 共同募金会は、寄附金の配分を終了したときは、一月以内に、募金の総額、配分を受けた者の氏名又は名称及び配分した額並びに第百十八条第一項の規定により新たに積み立てられた準備金の額及び準備金の総額を公告しなければならない。

- 2 共同募金会は、第百十八条第二項の規定により準備金を拠出した場合には、速やかに、同項の拠出の趣旨、拠出先の共同募金会及び拠出した額を公告しなければならない。
- 3 共同募金会は、第百十八条第三項の規定により配分を行つた場合には、配分を終了した後三月以内に、拠出を受けた総額及び拠出された金額の配分を受けた者の氏名又は名称を公告するとともに、当該拠出を行つた共同募金会に対し、拠出された金額の配分を受けた者の氏名又は名称を通知しなければならない。

(共同募金会に対する解散命令)

第121条 第三十条第一項の所轄庁は、共同募金会については、第五十六条第四項の事由が生じた場合のほか、第百十四条各号に規定する基準に適合しないと認められるに至った場合においても、解散を命ずることができる。ただし、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限る。

(受配者の寄附金募集の禁止)

第122条 共同募金の配分を受けた者は、その配分を受けた後一年間は、その事業の経営に必要な資金を得るために寄附金を募集してはならない。

(適用除外)

第123条 第七十三条の規定は、共同募金会が行う共同募金については、適用しない。

(共同募金会連合会)

第124条 共同募金会は、相互の連絡及び事業の調整を行うため、全国を単位として、共同募金会連合会を設立することができる。

2 共同募金会連合会は、第七十三条の許可を受けて寄附金の募集をしようとするときは、あらかじめ、その募集をしようとする地域の属する都道府県に係る共同募金会の意見を聴かなければならない。